

スマホ・タブレット等によるメールやSNSによる問題事案の防止について

インターネットやスマホ・タブレット（パソコン）は上手に正しく使うと、私たちの生活を便利に楽しくする道具です。また、SNSは世界中の人とコミュニケーションを楽しめる魅力がある一方で、犯罪に巻き込まれるリスクもはらむため、使い方を誤ると大変危険な道具にもなります。

昨今インターネットやSNS（交流サイト）を悪用した犯罪に、子供が巻き込まれるケースが後を絶ちません。ここ数年は、出会い系サイトに係る犯罪のほかに、コミュニティサイトを悪用して、児童買春や児童ポルノなど、子供の心身を狙った重大かつ悪質な犯罪の発生が目立っています。子供が被害を受けるばかりでなく、子供自身が加害者となって犯罪にかかわってしまうこともあります。

また、生活に支障が出るほどゲームに熱中する依存症はWHO＝世界保健機関が「ゲーム障害」という病気として認定し世界的に対策が求められています。

若年層を中心に深刻化している過度なゲームへの依存に警鐘を鳴らす決定もされています。インターネットのオンラインやテレビのゲームにのめり込むあまり、日常生活や健康に深刻な影響が出ています。そんな状態を世界保健機関（WHO）が「ゲーム障害」とみなし「国際疾病分類」に加えることと決めました。

このような現状もふまえ、学校でのGIGAスクール構想による1人一台端末も実現し、インターネットへのアクセスも増加していると思いますが、学校では情報教育（モラルやインターネット利用等）の取り組みを推進することで、子ども達が情報を正しく安全に使うための指導をさらに充実させていきたいと考えています。

ご家庭におかれましても、このような問題事案の発生をふまえ、子供がインターネットを安全で適切に利用するために、まずは親子でネット利用のルールをつくり、見守っていただくようお願いいたします。

インターネットの世界でも実社会と同じように、守らなければならない法律やルールがありますし、人と人が付き合う上でのマナーやモラルを守ることも必要です。子供たちは、スマホ等の機器を巧みに使いこなしますが、インターネット上の法律やルール、社会の中でのマナーやモラル等の知識や経験が十分に身につけているとは限りません。

つぎの例を参考に家庭のルールをぜひ作って頂きたいと思えます。（政府広報）

- ①利用料金や1日の利用時間を親子で決める
- ②接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する
- ③ネット上に個人を特定される情報を書き込まない
- ④インターネット上で知り合った人とは「会わない」「画像を送らない」「住所や名前を教えない」
- ⑤友人や他人を傷つけるような言葉を書き込まない
- ⑥自分のIDやパスワードは決して他人に教えない
- ⑦他人のID／パスワードを使ってSNSやゲームにアクセスしない
- ⑧ルールを守れなかったときのルールを決めておく
- ⑨セキュリティ対策を万全にする
(携帯各社で無料のフィルタリングサービスが用意されています)

困ったことや嫌なことがあれば、学校の先生にすぐに相談して下さい。また、県や町の相談機関もご利用下さい。

板野西部青少年補導センター	電話	088-672-5567
子ども・若者相談支援センター「あい」	電話	088-637-6006
徳島県教育委員会人権教育課	電話	088-621-3143